

諮問第 62 号の答申
医療施設調査の変更について（構成案）

1 本調査計画の変更

(1) 承認の適否

(2) 理由等

ア 調査事項の主な変更

※「調査事項の主な変更」の記載対象事項については、部会の審議に付された事項のうち、以下の事項に該当するものは除外した。

- ① 注意書きの表現や設問の配置の変更など変更内容が軽微な事項
- ② 法令の改正に伴い当然に必要なとされる変更事項

<病院票、一般診療所票及び歯科診療所票に関する調査事項>

(ア) 変更事項 1

- 救急医療体制

<病院票及び一般診療所票に関する調査事項>

(イ) 変更事項 2

- 委託の状況

(ウ) 変更事項 3

- 診療録電子化（電子カルテ）の状況

(エ) 変更事項 4

- 医療情報の電子化の状況

(オ) 変更事項 5

- 遠隔医療システムの導入状況

(カ) 変更事項 6

- 検査等の実施状況

<病院票に関する調査事項>

(キ) 変更事項 7

- 病棟に勤務する保育士

(ク) 変更事項 8

- オーダリングシステムの状況及び医用画像管理システム（PACS）の状況

<一般診療票に関する調査事項>

(ケ) 変更事項 9

- レセプト処理用コンピューターの状況

(コ) 変更事項 10

- 歯科設備

(サ) 変更事項 11

- 従事者数

<歯科診療票に関する調査事項>

(シ) 変更事項 12

- 技工物作成の委託の状況

(ス) 変更事項 13

- レセプト処理用コンピューターの状況及び診療録電子化（電子カルテ）の状況

(セ) 変更事項 14

- インプラント手術の実施状況

(ソ) 変更事項 15

- 歯科用アマルガムの使用状況

イ 集計事項の変更

2 諮問第 32 号の答申「医療施設調査の変更について」（平成 23 年 4 月 22 日府統委第 50 号）における今後の課題への対応状況について

- ・ 前回答申の指摘事項であるオンライン調査の導入に関する厚生労働省の対応状況や検討結果について記載
- ・ 上記対応状況や検討結果に対する部会としての評価について記載

3 今後の課題